

住 所 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目17番3号

氏 名 株式会社トップ
代表取締役 小田 悟

令和5年1月6日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 5年 1月11日

岐阜県知事 古田 肇



記

- 1 許可番号 第02100199025号
- 2 許可の有効年月日 令和 5年 1月11日 から 令和10年 1月10日 まで
- 3 事業の範囲
積替え、保管を除く。
燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）
上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉋さい、ばいじん
以上 16種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。
- 4 許可の条件
なし

(教示)

- 1 この処分について不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分について不服のある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

許可番号 02100199025

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目17番3号

氏 名 株式会社トップ
代表取締役 小田 悟

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 5年 1月11日

許可の有効年月日 令和10年 1月10日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、鉋さい、ばいじん

以上 16種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成30年 1月11日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

令和 5年 1月11日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

5 積替え許可の有無 有 ・ ☐ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有 ・ 無